

事務事業評価

平成 24 年度

担当グループ 教育総務グループ

基本事項	事務事業名	小・中学校就学援助事業					整理番号	2101		
	根拠法令等	教育基本法、学校教育法、学校保健安全法			実施を義務付ける規定		◎あり ○なし			
	関連する市勢振興計画の基本計画	章	第7章 生きる力と創造力を持った人を育てる	予算科目	10 款	項目	◎継続 ○新規			
		節	第2節 義務教育の充実	事業区分	助成・育成					
事業の目的・実施状況等	事業の背景 (課題、市民の要望等)	学校教育法第19条「経済的な理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」による援助。					計画期間	昭和 年 から 平成 年 まで		
	事業の対象及び目的 (誰に、何を、どのような状態にしたいのか)	経済的な理由により就学が困難と認められる小・中学校に在学する児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、健康で学びに専念できる環境(学校、家庭)を充実させ、将来を担う子供たちの健全な「人づくり」を目指す。								
	目的達成のための手段・方法	援助が必要な小・中学生の保護者に対し、申請により所得等の調査のうえ、「学用品費、通学用品費、新入学用品費、社会科見学活動費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、通学費、医療費」の一部(又は実費額)を援助する。								
	成果指標 (意図する状態の達成度を図るものさし)	名 称 等 (内 容)					単位	22 年度	23 年度	24 年度
		① 就学援助を希望する児童生徒の保護者(申請者)に対する認定率 《認定者数/申請者数》 平成22年度 … 97.9% 平成23年度 … 99.1% 平成24年度 … 100%					目標	—	—	—
						実績	—	—	—	
					達成率	—	—	—		
活動指標 (意図する状態達成のために実施する活動等)	① 全児童生徒に対する、就学援助の認定率 《認定者/全児童数》					目標	—	—	—	
						実績	%	15.40	15.76	15.14
					② 認定者数	目標	—	—	—	
					実績	人	644	635	595	
事業費等の推移	年度		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度		
	区分		実績値	実績値	実績値	実績値	予 算	計 画		
	①直接事業費(千円)		48,894	49,552	48,379	47,922	56,883	56,883		
	財源内訳	国 県 支 出 金	77	140	173	94	108	108		
		地 方 債								
		そ の 他								
		一 般 財 源	48,817	49,412	48,206	47,828	56,775	56,775		
	②従事職員給与費 b1×b2		3,577	3,581	3,584	3,618	3,639	3,639		
	従事職員数(人) b1		0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50		
	職員平均人件費 b2		7,153	7,162	7,168	7,236	7,277	7,277		
事業費合計 ① + ②		52,471	53,133	51,963	51,540	60,522	60,522			

【1次評価】

◎事務事業の評価項目と評価の視点		評価内容（判断理由、課題等）	
目的妥当性	①住民ニーズの変化等により事業の必要性や役割は変わっていないか	A=変わっていない B=一部変わった C=変わった 経済的な理由で就学困難な児童生徒の保護者に対する援助について、その必要性や役割は変わっていない。	判定 A
	②事業を民間(NPO、市民、ボランティア等)に任せることはできないか	A=可能でない B=一部は可能 C=可能である 学校教育法により、援助の主体は市町村となる。	A
	③対象等は事業目的に見合っているか、拡大や絞込む必要はないか、見直しによる費用対効果の向上が図られないか	A=概ね適切 B=改善の余地あり C=見直しが必要 各市で認定基準に多少の違いがみられるため、見直しを含めた検討を行う。	B
有効性	④事業の実施により初期の目的や目標がどの程度達成されているか	A=達成している B=一部達成している C=あまり達成していない 全児童生徒の15%程度が就学援助制度を利用しており、経済的負担の軽減の一助となっているため、有効性は高いものと考えられる。	A
	⑤成果の状況を踏まえ、手段等を工夫したり事業内容を見直すことで、成果をさらに向上させる余地はありませんか	A=十分成果が得られている B=検討の余地あり C=見直しが必要 就学援助を希望する児童生徒の保護者（申請者）に対する認定率が非常に高く、必要な援助ができていないものとする。	A
効率性	⑥活動量や成果を下げずにコストを削減できないか、投入された資源量に見合う結果が得られているか、改善の余地はありませんか	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 経済的な理由で就学困難な児童・生徒に対する必要な援助のため、コスト削減のための事業の見直しは困難である。	A
	⑦事業の効率性を上げるため、他の事業との統合や事務の省力化など見直す余地はありませんか	A=見直す余地はない B=統合等、検討の余地あり C=見直しが必要 類似性のある事業としては特別支援教育就学奨励費があるが、対象が異なる。	A
	⑧組織間の連携や役割分担に改善の余地はありませんか。	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 (学校との)組織間の連携は適切である。	A
公平性	⑨事業の対象者全員に偏りなくサービスが提供されていますか。全体コストから見て受益者の負担割合は適切か、使用料等の見直しの余地はありませんか。	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 給付事業であるため、受益者負担の対象になじまない。	A
	⑩市民参加、市民協働が配慮されているか、市民参加を拡大する余地や、新たに取り組む余地がないか A=概ね適切・現状維持 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要		A
判定評点平均 A=3、B=2、C=1、「-」=0として換算			2.90

◎総合評価			
評価結果	<input type="radio"/> A 継続実施(特段の見直しは行わない) <input type="radio"/> B 改善・見直しを行う <input type="radio"/> B1 事業規模の拡充 <input type="radio"/> B2 事業規模の縮小 <input type="radio"/> B3 事業内容の改善・見直し <input checked="" type="radio"/> B4 その他の見直し <input type="radio"/> C 休止(隔年実施などへの変更) <input type="radio"/> D 廃止(終期の設定等を含む)	判断理由	事業自体の有効性については、学校教育法の趣旨により適正であるものとする。ただし、援助対象者の審査における各市の認定基準に若干の差があるため、見直しを含めた検討の余地があるものとするため。
今後の課題及び改善策、見直しの状況	(実施上の課題等) 制度の適正な運用を図るため、認定基準についての見直しを含めた検討を行う。		
<small>・総合評価で、「見直し・改善」を行うとした場合、見直しを行う上での今後の課題や事務事業の改善・見直しを行うことにより予想される効果も併せて記載ください。 ・本年度の事業を実施するにあたり、事業内容等の見直し(改革・改善、終期の設定など)を行っている場合は、その内容についても記載ください。</small>			

【2次評価】

総合判定	B4見直しのうえで実施 ⇒ その他の見直し
備考	学校教育法のもと実施されている事業であるが、事業費が年々増加傾向にあり、認定基準の早急な見直しが必要と考える。

【3次評価】

総合判定	B4見直しのうえで実施 ⇒ その他の見直し
備考	経済的理由による就学困難児童への就学支援という本制度の趣旨から事業の必要性は認められるが、認定の基準となる収入基準が他市と比べかなり高い状況である。今後は、真に必要な児童へ安定的かつ継続的支援を行うためにも収入基準を相当引き下げる方向で検討すべき。その際、収入基準以外で特別に考慮すべき事例については、柔軟に個別対応する余地を残すことが必要である。

評価結果を踏まえた次年度予算への反映状況		
① <input checked="" type="checkbox"/> 事業費削減(事業の見直し)	③ <input type="checkbox"/> 成果向上に向けた事業費増加	↓ 予算措置額の増減
② <input type="checkbox"/> 民間委託等によるコストの削減	④ <input type="checkbox"/> 事務の効率化による現状維持(事業内容の拡充)	(千円)